処 分 名	一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査	
処分の概要	一般廃棄物処理施設の変更の使用前検査を行う。	
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
条 項	第9条第2項	
所 管 課	廃棄物対策課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		未設定
標準処理期間		計 未設定

判断基準

当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る8条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していること。

【根拠法令等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第2項 第八条第三項から第六項まで及び第八条の二第一項から第四項までの規定は、前項の許可について、同条第五項の規定は、前項の許可を受けた者について、同条第六項の規定は、前項の許可の申請に対し当該都道府県知事が行う処分について、同条第七項の規定は、この項の規定により準用する同条第五項の規定に基づき都道府県知事が行う検査について準用する。

第8条の2第5項 前条第1項の許可を受けたものは、当該許可に係る一般廃棄物処理施設について、都道府 県知事の検査を受け、当該一般廃棄物処理施設が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関 する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

第8条第2項 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 般廃棄物処理施設の設置の場所
- 3 一般廃棄物処理施設の種類
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- 5 一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - 6 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 7 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 8 一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 9 その他環境省令で定める事項

